

第2章 尾張国分寺跡をとりまく環境

本章では、尾張国分寺跡周辺の状況について、地理的環境、自然的環境、歴史的環境及び社会的環境の観点から記述するとともに、文化財保護法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律の関連法令や第5次稲沢市総合計画、都市計画マスタープランの上位・関連計画における尾張国分寺跡周辺の位置付けについても整理する。

第1節 史跡指定地及び周辺の状況

1 地理的環境

市は愛知県の西部に位置し、愛知県一宮市・清須市・あま市・愛西市、木曽川を挟んで、岐阜県羽島市・海津市の6市と接し、東西約 14. 6km、南北約 9. 2km、面積 79. 35km²である。

また、市域は尾張地域の北西部に広がる平野、木曽川により運ばれた土砂が堆積した沖積層により形成された濃尾平野の中央部に所在する。



図2 市の位置図

2 自然的環境

(1) 気候

市域の気候は、変化に富んでおり、夏は梅雨前線の停滞による高温多湿な気候で、冬は北西からの季節風（伊吹おろし）が厳しく吹き、ときには雪を降らせる。しかし、これ以外は全般的におだやかな気候で、平均気温は 15.7℃（平成 24～26 年平均）、年間降水量は 1,385mm（平成 24～26 年平均）である。風向きは、年間を通してみると春、秋、冬は西又は北西からの風が多く、夏は太平洋高気圧のため南の風が多い。年間平均風速は 2.9m/s である。

(2) 地形・地質

地形は、木曾川の分流である 5 河川（青木川・三宅川・日光川・領内川・旧佐屋川）によって形成された、自然堤防・自然堤防状微高地・後背湿地からなっている（図 3）。

標高は 0～7m を測り、北東から南西に向かってなだらかに低くなっている。

地下地質は、およそ 20m までが砂層で、その下位に礫層が存在している。砂層の中には、所々厚さ 5～10m 程度のシルト層や粘土層が含まれている。シルト層や粘土層は縄文海進期の海成粘土が主体で、上部の砂層は縄文海進期以降、木曾三川が埋め立てた氾濫平野の堆積物である。そして、下位の礫層は、氷河時代の海面低下期に運搬力の増した川が運んだ扇状地性の堆積物と考えられている。

(3) 植生（資料 8）

市域の植生分類は、その地形から緑の多い住宅地、市街地、水田雑草群落、畑雑草群落、果樹園が優先している。市街地には、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等があり、木曾川左岸にはムクノキ・エノキ群落やクロマツ植林の高木が一部所在している。また、木曾川の草本類は、ヨシクラス、オギ群集やメダケ群落が展開している。

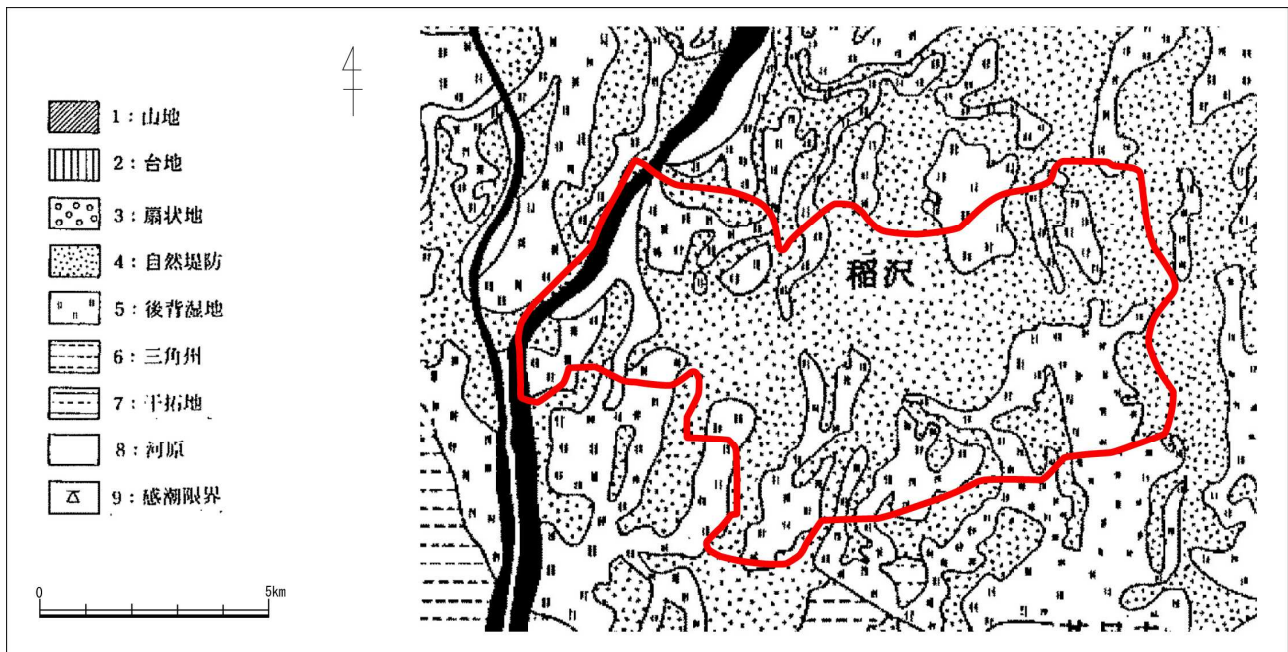


図 3 地形分類図

出典：『稲沢の地盤』（社）地盤工学会中部支部 濃尾地盤研究委員会 稲沢市 1996. 3
 『河川地理学』大矢雅彦 古今書院 p20 1993（一部加筆）

3 歴史的環境（図4、資料2・3）

本市には、価値の高い文化財資源が多数存在し、文化財の宝庫といわれている。

国指定重要文化財・県指定文化財の数は、県内でも有数で、特に仏像・仏教絵画などの優れた仏教美術が集中して残されている。

稲沢の文化財に優れた仏教美術が多いことは、奈良時代に稲沢市域に尾張国分寺や国分尼寺、国府が置かれ、この地域が、古代から長い間、当地方の政治・経済・文化の中心であったことに関係すると思われる。

現在（平成27年11月1日現在）、稲沢市には法華寺や安楽寺、国分寺など国指定重要文化財23件、国指定史跡1件、県指定文化財34件、市指定文化財135件、計193件の指定文化財がある。

(1) 遺跡

本市内には、国史跡である尾張国分寺跡をはじめ、尾張国府跡、弥生中期末の大型掘立柱建物が発見された一色青海遺跡^{いしきあおかいせいせき}、室町時代には尾張守護所であった下津城跡^{おりづじょう}など、重要な遺跡が数多く存在する。

旧小字名「国衙」が残る松下・国府宮一帯は、尾張国分寺跡の北東約4kmに位置し、尾張国府比定地の第1候補とされている。奈良時代から平安時代前期の国府については不明であるが、この一帯の発掘調査結果によると、平安時代中期（10世紀）以降の国府の所在については明らかになりつつある〔北條・日野他1979～1989〕。

尾張国府第1候補地の北側に隣接する東畑廃寺跡は、660年代後半から670年代前半までの間に創建された、尾張最古級の寺院の1つである。平成7年度までの発掘調査により、法起寺式伽藍配置（注1）であり、寺域の東西幅が約100mであることが明らかとなった〔北條1990～1994〕。また奈良県橘寺や川原寺裏山遺跡出土品と同じ型式の方形三尊塼^{せんぶつ}仏、橘寺出土と同じ型式の火頭形三尊塼仏などが出土した。この寺院の性格は、創建時は尾張国府設置の足がかりとして建立され、8世紀前半から中頃の尾張国府設置以降は、「国府付属寺院」としての機能、すなわち国府における仏事催行の場所、国師（注2）の居処となったと推定されている。

尾張国分尼寺については、尾張国分寺跡の北西約1.5kmに位置する法花寺町地内と推定されているが、過去に発掘調査は行われておらず、礎石と思われる砂岩質（岐阜県海津市産の河戸石^{こうづいし}4個（長辺90～120cm）が地元民家の庭石として確認されるほかは、これまで平成7年1月の馬場町石塚の住宅建設の際の立会調査で瓦が少量出土しただけであり、正確な場所は不明である。

伝承によると、尾張国分寺の東西南北の四方に総じて四楽寺と呼ばれる末寺があったとされている。すなわち、北方に船橋町所在安楽寺、東方に平野町所在平楽寺（平野・小寺遺跡）、南方に福島町所在長楽寺（現長暦寺）、西方に儀長町所在正楽寺（儀長・正楽寺遺跡）である。このうち正楽寺跡については、昭和59年度に稲沢市教育委員会が、平成6～7年度に財団法人愛知県埋蔵文化財センターが、それぞれ発掘調査を実施した〔北條1985・池本他1996〕。寺跡に結び付く遺構は検出されず、前者では瓦塔の小片、後者では須恵器浄瓶の出土にとどまった。尾張国分寺跡の西に位置する井堀町所在大縄遺跡も平成7年度に同埋蔵文化財センターが発掘調査を実施したとこ

ろ、布目瓦が集中する部分が検出されており〔蔭山 1997〕、今後は古代の建物跡などの発見が期待される。

注1 法起寺式伽藍配置：中門を入ると東に塔、西に金堂が配置される法起寺と同じ堂塔の配置様式。

なお、法起寺は、飛鳥時代に創建された奈良県生駒郡斑鳩町岡本にある聖徳宗の寺院。「法隆寺地域の仏教建造物」の一部として世界遺産に登録されている。

注2 国師：奈良時代の僧の職名である。大宝2年(702)、諸国に置かれ、僧尼の監督、經典の講義などに当たった。

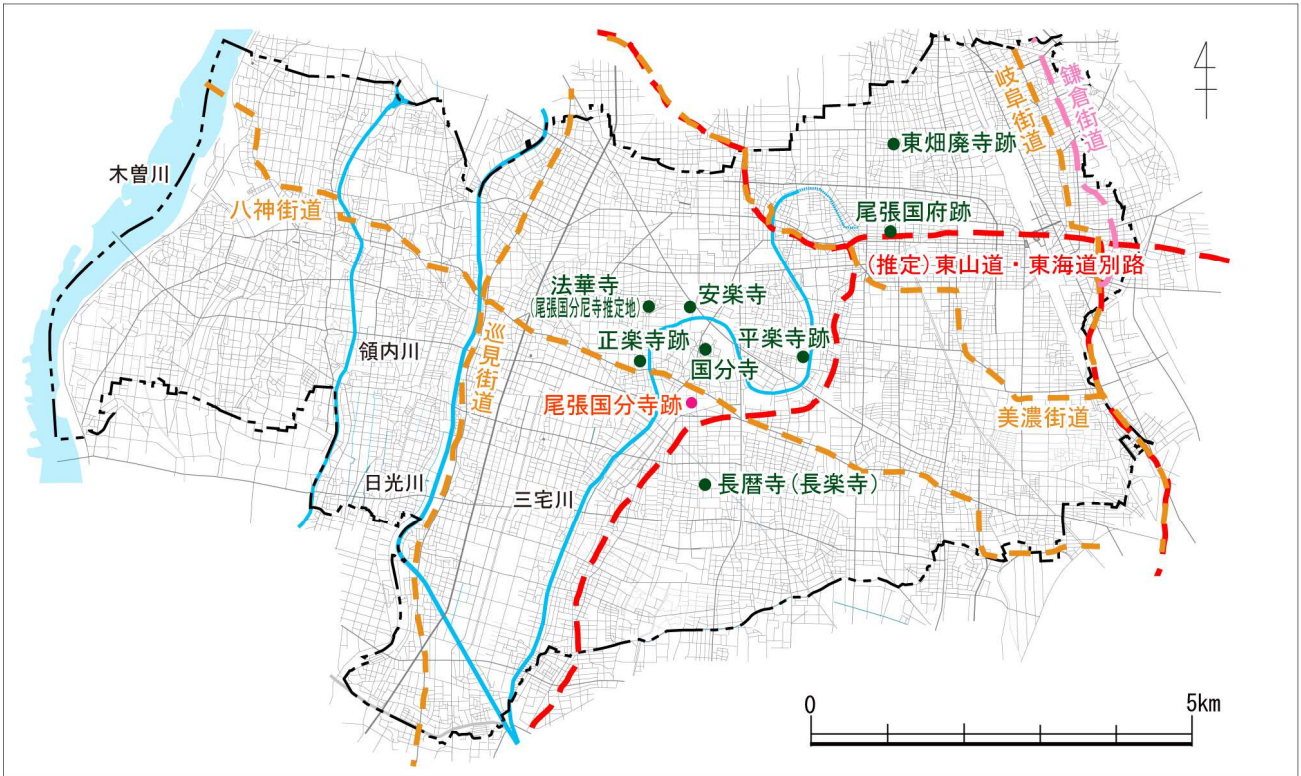


図4 歴史的環境

(2) 旧街道

市内を通る旧街道としては、(推定)東山道・東海道別路、鎌倉街道、岐阜街道、美濃街道、八神街道、巡見街道がある。

①(推定)東山道・東海道別路

古代の東海道について、かつては尾張国府より8kmほど南にあるため、国府へは三宅川の水上交通が主であったと考えられてきた。しかし、尾張国が7世紀末ごろまでは東山道(のちに東海道)に属していた説〔田中 1980〕や、あるいはもともと東海道に属していたとする説〔小林 2008〕などがあり、それらの説によって尾張国府とつながる道や、東海道のルート¹⁾の推定路も具体化されることになった。当地を通過する古代道路のルートについては発掘成果を待たなくてはならないが、不破関から墨俣の渡しを経て、尾張国府から東海道につながる道は存在した可能性があり、現在東山道・東海道別路として推定されている〔木下・武部 2004、島方 2012〕。

②鎌倉街道

東海道と東山道を結ぶ経路として開かれたもので、鎌倉時代に入って、京と鎌倉を結ぶ主要道として整備された。市域では北市場あたりから六角堂・井之口を経て下津・赤池を通り一の宮（一宮市）へ抜けていた。屈曲が多く道幅も九尺（約2.7m）と狭い〔愛甲・岩田1999〕。

③岐阜街道

近世に入り、井之口村（稲沢市）と岐阜を結ぶ尾張藩直轄の地方道として利用された。井之口を起点として、一宮市を経て木曾川を渡り岐阜県に入り、笠松町から岐阜市内に至る6里半（26km）の道である。岐阜街道は江戸時代、将軍に献上する鮎鮓を岐阜から江戸まで運ぶのに利用されたため「鮎鮓（鮎鮓）街道」とも呼ばれた。現在の県道名古屋一宮線・岐阜稲葉線（旧国道22号）のもととなった。

④美濃街道

江戸時代、江戸と京を結ぶ主要道として東海道と中山道とがあり、この2つを結ぶ連絡路として利用された。東海道熱田（宮宿）から名古屋、清洲（清須市）、稲葉（稲沢市）、萩原（一宮市）、起（一宮市）、墨俣（岐阜県大垣市）、大垣（岐阜県大垣市）、中山道垂井宿までの14里余（約57km）の道である。参勤交代の西国大名を始め将軍上洛、朝鮮通信使、琉球王使など多くの貴人も通行した。

⑤八神街道

現在の県道名古屋祖父江線の前身で、江戸時代初期に尾張藩所属の八神（現在は岐阜県羽島市桑原町八神）城主であった毛利氏（毛利氏は天文・永禄年間、織田信秀・信長に仕えていた。）が名古屋登城のルートとして開いた。八神から木曾川を船で対岸に渡り、下沼、下祖父江、山崎、森上、片原一色、矢合、北島、増田等を通り、清洲の美濃街道までの道である。美濃街道のような宿駅や松並木はなく、毛利氏の登城をはじめ一般庶民や車馬に利用されていた。

⑥巡見街道

江戸時代に幕府より、諸国の大名・旗本の監視と情勢調査のために派遣した巡見使（注1）一行が通った街道で、尾張地方では犬山から佐屋（愛西市）までの道である。一宮市から横野、西島、片原一色、平和へと現在の県道一宮弥富線と何度も交差しながら通過している。

注1 巡見使：江戸幕府が諸国の大名・旗本の監視と情勢調査のために派遣した上使のことである。

(3) 指定文化財

①建造物

本市には7件8棟の国指定重要文化財が存在する。なかでも性海寺の朱に輝く室町時代の多宝塔が目をひくが、本堂内の宝塔型厨子は、単層宝塔として我が国最古のもので、須弥壇には弘安4年（1281）の墨書銘もあり、貴重な文化財である。また、同じく室町時代の長光寺地藏堂は、六角円堂の珍しい遺例で、その頂の露盤には永正7年（1510）の陽鑄銘がある。

②絵画

市内に残る絵画は、大きく密教系と浄土系に分けることができる。密教系寺院の仏画では萬徳寺の両界曼荼羅図りょうかいまんだらずや100巻にのぼる覚禅鈔かくぜんしやう、無量光院の仏涅槃図ぶつねはんずなど、鎌倉時代から南北朝にかけての作例が残っている。浄土系絵画は、主に真宗系絵像しんしゆうで、室町時代以降の證如しょうにょ、顕如けんにょなどの祖師像そしぞう、阿弥陀如来像などが残っている。

③彫刻

本市には、12件17軀の国指定重要文化財が所在する。なかでも、半丈六像はんじょうろくぞうとよばれる大型の仏像が5件を占めているのが大きな特徴である。そのほか、国分寺の伝覚でんかく山和尚坐像ざんおしょうざぞうは頂相彫刻、伝熱田大宮司夫妻坐像は、いずれも鎌倉時代の肖像彫刻の傑作である。また、長光寺の同じく鎌倉時代の鉄造地藏菩薩立像てつぞうじゆざうは鉄仏とは思えないほど鑄肌が美しく、当地方の鉄仏の中で一早く国指定を受けた。

④工芸品

市内で指定されているものは19点で、類例が少なく特色あるものがほとんどである。萬徳寺の輪宝羯磨獅子時絵戒体箱りんぼうかつまししまきえかいたいぼこ、金銅宝相華唐草文透彫経筒こんどうほうそうげからくさもんすかしほりきやうづつ、紙胎漆塗彩絵華籠したいうるしぬりさいえけこ、性海寺の木製漆塗彩色金銅種子装五輪塔もくせいいうるしぬりさいしきこんどうしゆじぞうなど優作が多く、いずれも鎌倉時代の国指定重要文化財で注目すべき遺品である。

⑤天然記念物・民俗文化財

本市を象徴するクロマツ、イチョウなど23件の市指定天然記念物がある。また、県無形民俗文化財である国府宮の難追祭なおいまつり、尾張の虫送り行事がある。

参考文献

- 北條献示・日野幸治他 1979～1989『尾張国府跡発掘調査報告書（Ⅰ）～（Ⅺ）』稲沢市教育委員会
田中卓 1980「尾張国はもと東山道か」『史料』26号 皇學館大学史料編纂所 初出のち1986『田中卓著作集6』国書刊行会 再掲
北條献示 1985『儀長町埋蔵文化財発掘調査報告書』稲沢市教育委員会
北條献示 1990～1994『東畑廃寺跡発掘調査報告書（Ⅱ）～（Ⅵ）』稲沢市教育委員会
北條献示 1995・1996『稲沢市内遺跡発掘調査報告書（Ⅰ）・（Ⅱ）』稲沢市教育委員会
池本正明他 1996『愛知県埋蔵文化財センター発掘調査報告書 第68集 儀長正楽寺遺跡』財団法人愛知県埋蔵文化財センター
蔭山誠一 1997『愛知県埋蔵文化財センター発掘調査報告書 第74集 大縄遺跡』財団法人愛知県埋蔵文化財センター
愛甲昇寛・岩田勝宏 1999『稲沢の街道Ⅰ-鎌倉街道と岐阜街道-』稲沢市教育委員会
愛甲昇寛・岩田勝宏 2000『稲沢の街道Ⅱ-美濃路-』稲沢市教育委員会
愛甲昇寛 2001『稲沢の街道Ⅲ-八神・巡見・清洲津島街道-』稲沢市教育委員会
木下良監修・武部健一 2004『完全踏査 古代の道』吉川弘文館
小林宗治 2008「尾張国はやはり東海道か」『あいち国文』2号、あいち国文の会〔編〕
島方洗一企画・編集統括 2012『地図でみる東日本の古代』平凡社
『新修稲沢市史研究編 1 建造物』1978
『新修稲沢市史研究編 2 美術工芸』1979

4 社会的環境

尾張国分寺跡周辺の交通アクセス、緑地、下水道、観光レクリエーションについて、以下に記述する。

(1) 交通アクセス (図5)

①自動車

尾張国分寺跡へのアクセスは、高速道路一宮インターチェンジから、20分となっている。なお、市の道路網は、名神高速道路、国道155号を軸として、主要地方道、一般県道が連結している。尾張国分寺跡周辺の道路についてみると、北と南に主要地方道名古屋祖父江線、東に西尾張中央道、西に県道津島稲沢線が通っている。

②鉄道・バス

尾張国分寺跡には、東海道本線 JR 稲沢駅下車、JR 稲沢西口停留場又は名鉄名古屋本線国府宮駅下車、国府宮駅バスターミナルよりバス路線稲沢中央線（矢合系統）に乗り換え、「矢合観音」バス停で下車、徒歩15分となっている。

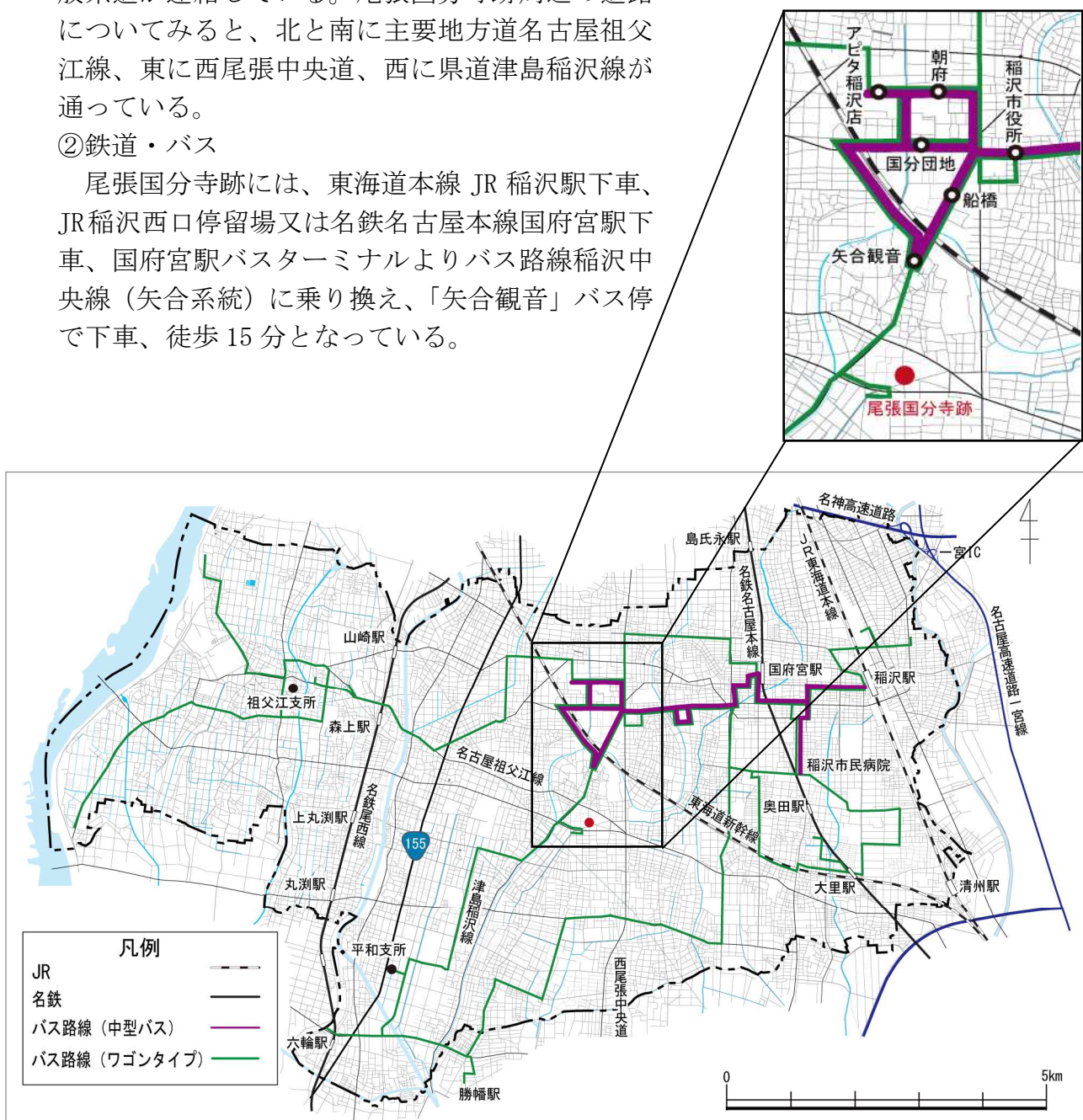


図5 交通アクセス

(2) 緑地

市には、全国でも珍しい河畔砂丘が残存する木曾川河畔の「サリオパーク祖父江」をはじめ、地区公園が2か所（稲沢公園・平和中央公園）、近隣公園が2か所（奥田公園・込野農村広場）、街区公園が52か所開設され、都市公園の合計開設面積は68.26haとなっている（図7、資料9）。

尾張国分寺跡の周辺には、都市公園は開設されていないが、市は自然や緑に溢れており、植木・苗木の産地としても全国的に知られている。晩秋に山崎駅周辺で開催される「そぶえイチョウ黄葉まつり」など全国一のギンナンや桜並木が連なる桜ネックレスなど文化財の価値を高めるものとして、その連携や活用が期待される。

また、史跡指定地及び今後保護を要する区域の土地利用は、ほとんどが植木・苗木畑である。その周辺をみても、植木・苗木が多く栽培され、この地域は自然や緑に溢れている。

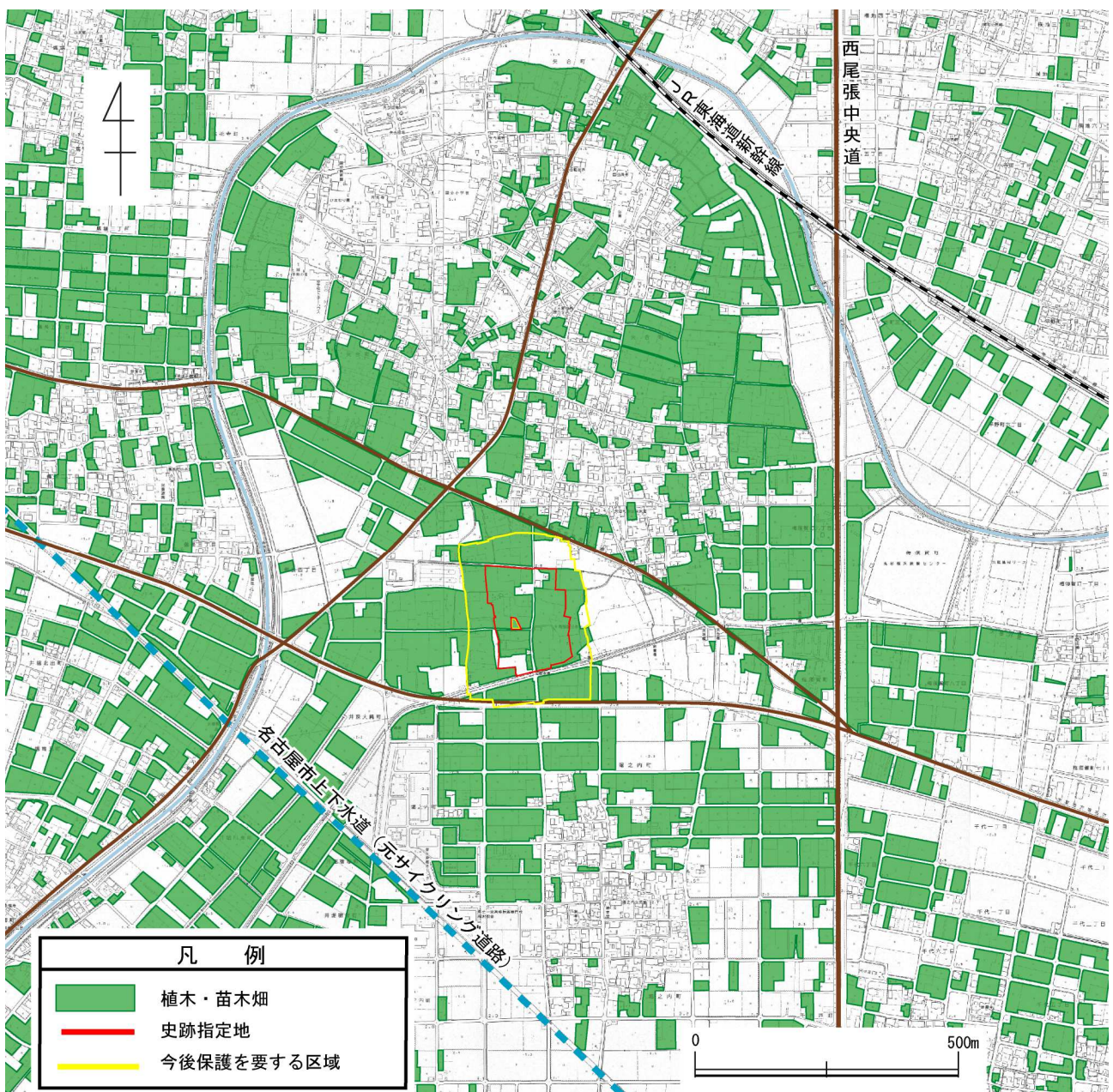


図6 尾張国分寺跡周辺の植木・苗木畑分布図（平成25年5月調査）

(3) 下水道

市では、「稲沢市污水適正処理構想」(注1)が策定されているが、尾張国分寺跡は、合併処理浄化槽による個別処理の地域になっている。なお、尾張国分寺跡の北側は、市街化調整区域の污水を処理する「流域関連特定環境保全公共下水道」(注2)の区域になっている。

注1 稲沢市污水適正処理構想：污水処理施設の整備を経済的かつ効率的に進めるために、各污水処理施設の特徴を活かし、整備区域、整備スケジュールなどを決めた市の污水処理計画(目標年次：平成42年度)である。

注2 流域関連特定環境保全公共下水道：流末を流域下水道に接続する形態をとる。なお、特定環境保全公共下水道は、農山漁村等の生活改善、自然環境の水質保全を図る必要性から設置される公共下水道である。

(4) 観光レクリエーション(図7、資料4)

市には、文化財や史跡以外にも、桜ネックレスやサリオパーク祖父江・大塚性海寺歴史公園・荻須記念美術館・愛知県下水道科学館・祖父江ふれあいの郷など観光資源が多数存在する。

特に、国府宮では、天下の奇祭「はだか祭」(なおいしんじ 儼追神事)が行われ、著名である。

また、尾張国分寺跡の周辺には、多くの参拝者が訪れている矢合観音や愛知県植木センターなどがある。

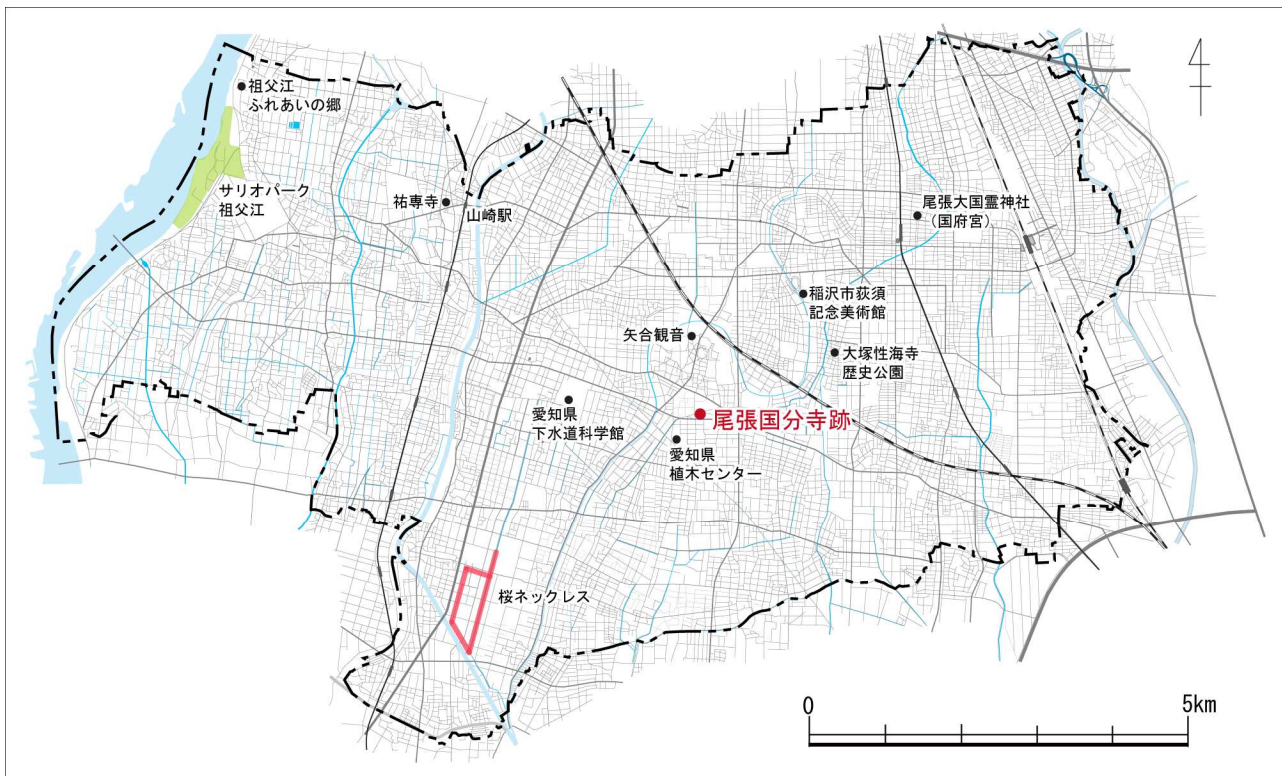


図7 観光レクリエーション

第2節 関連法令と計画

1 関連法令

(1) 文化財保護法（資料12）

史跡指定地内において「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は、文化財保護法第125条に基づく文化庁長官の許可（国の機関である場合は法第168条の同意）が必要となる。事業主体者は、許可を得る前に、文化庁や関係機関との十分な協議を行う必要がある。

文化財保護法第184条第1項においては「文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。」と規定されており、同法第125条の規定による史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可（許可の取消し及び停止命令を含む）事務が規定されている。また、同法施行令第5条第4項第1号において、この現状変更等の許可（許可の取消し及び停止命令を含む）事務のうち、県又は市の教育委員会が規定されており、現在、愛知県教育委員会又は稲沢市教育委員会がこれに該当する事務を行っている。

史跡尾張国分寺跡周辺において文化財保護法に基づき登録されている周知の埋蔵文化財包蔵地を資料編（資料3）に示す。これら周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う場合は、文化財保護法第93条に基づき、事前に愛知県教育委員会への届出が必要であるため、事前に稲沢市教育委員会と埋蔵文化財の取り扱いについて協議する必要がある。また、工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく速やかに市教育委員会に届け出る必要がある。

(2) 都市計画法

尾張国分寺跡周辺は、尾張都市計画区域に含まれ、市街化調整区域に指定されている（資料10）。市街化調整区域内では、原則として農林漁業用の建築物及び農林漁業従事者の住宅、公益上必要な建築物（都市計画法施行令第21条）を除き建築できないが、市長の許可を受けることにより建築できるものがある。主なものは

- ・公益上必要な建築物又は日常生活のため必要な店舗など
 - ・農林漁業用施設又は農林水産物の処理、貯蔵、加工施設
 - ・市街化調整区域内の既存工場と密接な関連のある工場など
 - ・道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる給油所・ドライブインなど
 - ・その他やむを得ない開発行為（愛知県開発審査会基準により建築できるもの）
- などである。

(3) 農業振興地域の整備に関する法律

尾張国分寺跡は、農業振興地域の整備に関する法律により農用地区域に指定されており（資料11）、農地から宅地等への転用は認められず、転用を伴う整備には農業振興地域整備計画を変更し、農用地区域から除外の手続が必要となる。

2 上位・関連計画

(1) 第5次稲沢市総合計画（目標年次：平成29年度）

「自然の恵みと心の豊かさ 人が輝く 文化創造都市」を将来都市像として、誰もが「誇りと愛着」を持ち、「魅力と活力」のあるまちづくりを目指している。

(2) 都市計画マスタープラン（目標年次：平成32年度）、緑のマスタープラン（目標年次：平成32年度）

明治地域の矢合地区全体を「緑の重点地区」「生業と結びついた緑」と位置付け、「観光資源」として活用する方向性を示している（資料5・6）。